

複雑でない企業の財務諸表監査に関する国際監査基準案

付録1

用語集

本用語一覧は、複雑でない企業の財務諸表監査に関する国際監査基準（案）（以下「LCEのためのISA（案）」という。）の目的で定義されている。本定義は、本基準の首尾一貫した適用と解釈に資するものであり、法令等その他を問わず、他の目的で定められることのある定義に優先することを意図したものではない。別段の定めがない限り、本定義は、本書を通して同一の意味を持つ。さらに、本用語集は、LCEのためのISA（案）に記載されるその他の用語の説明も含んでおり、共通の首尾一貫した解釈と翻訳に資する（このようなその他の用語には「*」を付している。）。

会計上の見積り — 適用される財務報告の枠組みの要求事項に従って、測定が見積りの不確実性の影響を受ける金額をいう。

会計記録 — 初期仕訳記録と小切手や電信送金記録のような裏付けとなる記録、請求書、契約書、総勘定元帳と補助元帳、仕訳帳及び仕訳帳に反映されない財務諸表に対するその他の修正及び原価配分・計算・調整・開示を裏付けるワークシートやスプレッドシートなどの記録が含まれる。

分析的手続 — 財務と非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は推定値と大きく乖離する変動や関係についての必要な調査も含まれる。

年次報告書 — 法令等や慣行に従って、経営者又はガバナンスに責任を有する者により通常年次で作成される文書又は文書一式で、その目的は、オーナー（又は類似の利害関係者）に、企業の経営並びに財務諸表に記載される企業の業績及び財政状態に関する情報を提供することである。年次報告書には、財務諸表及び財務諸表に対する監査報告書のみならず、通常それらに付随する企業の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報、企業の統治機関による声明、並びにガバナンスに関する事項の情報も記載される。

例外的事象 — 母集団を明らかに代表していない虚偽表示又は逸脱をいう。

適用される財務報告の枠組み — 財務諸表の作成において、企業の特性と財務諸表に適合する、又は法令等の要求に基づく、経営者及び適切な場合、ガバナンスに責任を有する者が採用する財務報告の枠組みをいう。

用語「適性表示の枠組み」は、枠組みの要求事項の遵守を要求する財務報告の枠組みを指すものであり、

- (a) 財務諸表の適性表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
- (b) 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。このような逸脱は、極めてまれな状況において必要になると予想される。

「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記(a)及び(b)のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。

(監査証拠の) 適切性 — 監査証拠の質的尺度をいう。すなわち、監査人の意見の基礎となる結論に対して裏付けを提供する際の証拠の適合性と信頼性の尺度をいう。

独立第三者間取引 — 特定の関係にない自発的な買い手と自発的な売り手が、相互に独立して行動し、かつ自己の最善の利益を追求した場合の取引条件によって実行される取引をいう。

***評価する (Assess)** — 重大性について結論づけるために、識別された重要な虚偽表示リスクを分析することをいう。「評価する (Assess)」という用語は従来、リスクに関連する場合のみ使用される。(「評価する (evaluate)」の項も参照)

アサーション — 財務諸表が適用される財務報告の枠組みに従って作成されていることを表明する経営者ごとに固有の、明示的か否かに関わらない、財務諸表における情報の認識、測定、表示及び開示に関する提示をいう。アサーションは、重要な虚偽表示リスクを識別、評価及び対応する際に発生する可能性があるさまざまな種類の虚偽表示を監査人が検討するために使用される。

保証 — (合理的保証の項を参照)

監査調書 — 実施した監査手続、入手した関連する監査証拠及び監査人が到達した結論の記録をいう。(「ワーキングペーパー」又は「ワークペーパー」という用語が使用されることもある)。

監査証拠 — 監査人の意見表明の基礎となる個々の結論を導くために監査人が利用する情報をいう。監査証拠は、財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報からなる。(監査証拠の十分性及び監査証拠の適切性の項を参照)

監査ファイル — 特定の監査業務に関する監査調書を取りまとめた、紙媒体、電子媒体等に記録された一つ又は複数のフォルダ又はその他の記憶媒体をいう。

監査事務所 — (事務所 (firm) の項を参照)

監査意見 — (除外事項付意見及び無限定意見の項を参照)

監査リスク — 財務諸表に重要な虚偽表示がある場合に、監査人が誤った意見を表明するリスクをいう。監査リスクは、重要な虚偽表示リスク及び発見リスクの関数である。

監査サンプリング (サンプリング) — 監査人が監査対象となった母集団全体に関する結論を導き出すための合理的な基礎を得るため、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団内の 100%未満の項目に監査手続を適用することをいう。

監査人 — 監査を実施する 1 人又は複数の者 (通常、監査責任者又は監査チームのその他のメンバー)、又は該当する場合には監査事務所に対して使用される。LCE のための ISA が、要求される事項又は責任が監査責任者によって果たされるべきことを明確に意図している場合には、「監査人」ではなく「監査責任者」という用語が使用される。¹

監査人の利用する専門家 — 監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。監査人の利用する専門家は、監査人の雇用する内部の専門家

¹ 「監査責任者」及び「監査事務所」は、該当する場合、公的部門の同等の者を指す用語として読まれる。

(監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等¹又は専門職員(非常勤者を含む。))又は監査人が業務を依頼する外部の専門家を含む。

監査人の見積額又は見積りの許容範囲 — 経営者の見積額を評価するために、監査人が算定した金額又は金額の幅をいう。

監査人の見積りの許容範囲 — (監査人の見積額の項を参照)

事業上のリスク — 企業目的の達成や戦略を遂行する能力に悪影響を及ぼし得る重大な状況、事象、環境及び行動の有無に起因するリスク、又は不適切な目的及び戦略の設定に起因するリスクをいう。

比較財務諸表 — 当期の財務諸表との比較のために、前期の財務諸表の金額その他の開示が含まれており、比較情報について監査が実施されている場合に、比較情報に対する監査意見が記載されるときに当該比較情報をいう。これらの比較財務諸表に含まれている情報の水準は、当期の財務諸表の水準と同程度である。

比較情報 — 適用される財務報告の枠組みに基づき、財務諸表に含まれる一つ又は複数の過去の期間の金額及び開示をいう。

準拠性の枠組み — (適用される財務報告の枠組み及び一般目的の財務報告の枠組みを参照)

* **統制活動** — 経営者の指示が実行されていることを確保するための方針及び手続をいう。統制活動は、内部統制の構成要素の一つである。

* **統制環境** — 統制環境には、企業のガバナンスや経営機能、並びに企業の内部統制及び企業におけるその重要性についてのガバナンスに責任を有する者及び経営者の態度、姿勢、認識及び行動が含まれる。統制環境は内部統制の構成要素の一つである。

統制リスク — (重要な虚偽表示リスクの項を参照)

* **受託会社における統制** — 受託会社の監査人の保証報告書に記載される統制目標の達成に対する統制。

* **コーポレートガバナンス** — (ガバナンスの項を参照)

対応数値 — 比較情報が、当期の財務諸表に不可分の一部として含まれ、当期に関する金額及びその他の開示(以下「当期の数値」という。)と関連付けて読まれることのみを意図しており、対応する金額と開示をどの程度詳細に表示するかは、主に、当期の数値との関連性において決定されるものとして監査意見を表明する場合の当該比較情報をいう。対応金額及び開示において表示される詳細度は、主に当期の数字との関連性により決まる。

統制 — 経営者又はガバナンスに責任を有する者の統制目的を達成するために企業が定める方針又は手続をいう。この文脈において、

(a) 方針とは、統制を有効にするために企業内で何をすべきか又は何をすべきではないかの声明である。このような声明は、文書化される場合もあれば、コミュニケーションにおいて明示される、又は行動及び判断により含意される場合もある。

(b) 手続とは、方針を適用するための行動である。

監査報告書日 — 監査人が、財務諸表に対する監査報告書に記載する日付をいう。

期末日 — 財務諸表の対象となっている直近の期間の最終日をいう。

財務諸表の発行日 — 監査報告書と監査した財務諸表を第三者が入手可能となる日付をいう。

内部統制の不備 — 内部統制の不備は、以下のいずれかの場合に存在する。

- (a) 内部統制の整備、実施及び運用が不適切であり、財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正できない場合
- (b) 財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正するのに必要な統制が存在しない場合

発見リスク — 虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。

強調事項区分 — 財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分をいう。

*** 監査契約書** — レター形式の監査に関する書面の条件

監査責任者² — 監査事務所によって選任された社員等又はその他の者で、監査業務とその実施及び監査事務所を代表して発行される監査報告書に責任を負う。必要な場合、専門家団体又は法的機関若しくは規制機関から適切な権限を得ている社員等又はその他の者をいう。

審査 — 審査担当者が実施し、業務報告書日までに完了した、監査チームによる重要な判断及び到達した結論の客観的評価

審査担当者 — 審査を実施するために監査事務所によって選任された社員等、監査事務所内のその他の者、又は外部の者

監査チーム — 監査業務を実施する全ての社員等及び専門職員、並びに業務に対して監査手続を実施するその他の者をいう。但し、監査チームには、業務に対して直接的な支援を行う監査人が依頼する外部の専門家及び内部監査人を含まない。

*** 企業のリスク評価プロセス** — 内部統制の構成要素の一つ。財務報告の目的に関連した事業上のリスクを識別し、識別したリスクへ対処するための行動及びその結果について決定するための企業のプロセスをいう。

*** 誤謬** — 財務諸表の意図的でない虚偽表示をいい、金額又は開示の脱漏を含む。

見積りの不確実性 — 正確に測定することができないという性質に影響される程度をいう。

*** 評価する (evaluate)** — 関連性のある問題を識別し分析することをいう。これにはある事項について特定の結論に達するために、必要に応じて実施される追加の手続の実施が含まれる。「評価する (evaluate)」は、慣行として、証拠、手続の結果及び経営者のリスク対応の有効性を含む一連の事項に関連する場合にのみ使用される。（「評価する (assess)」も参照）

確認差異 — 確認依頼した情報や企業の記録に含まれる情報と、確認回答者の提供した情報との間にある差異を示す回答をいう。

経験豊富な監査人 — 監査実務の経験を有し、以下の事項について相当程度理解している監査事務所内又は監査事務所外の者をいう。

² 「監査責任者」、「社員等」、又は「監査事務所」は、該当する場合、公的部門の同等の者を指す。

- (a) 監査のプロセス
- (b) LCE のための ISA 及び適用される法令上の要求事項
- (c) 企業の事業内容に関連する経営環境
- (d) 企業の属する産業に関連する監査及び財務報告に関する事項

専門家 — (監査人の利用する専門家及び経営者の利用する専門家の項を参照)

専門知識 — 特定分野での技能、知識及び経験をいう。

確認 — 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が第三者（確認回答者）から文書による直接的な回答として監査証拠を入手する監査手続をいう。

適性表示の枠組み — (適用される財務報告の枠組み及び一般目的の財務報告の枠組みの項を参照)

財務諸表 — 財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、関連する注記が含まれる。財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務、又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている。「財務諸表」という用語は、通常、適用される財務報告の枠組みの要求事項によって決められた完全な財務諸表一式を指すが、単一の財務表を指す場合もある。開示は、適用される財務報告の枠組みによって要求された、明示的に許可された、又はその他の形で認められた説明情報又は記述情報から構成され、財務諸表本体若しくは注記に記載されるか、又は相互参照の形式で財務諸表に含まれる。

監査事務所 (firm) — 個人事務所、パートナーシップ、株式会社、その他職業会計士組織、又は公的部門の同等のものをいう。

不正 — 不当又は違法な利益を得るために、経営者、ガバナンスに責任を有する者、従業員又は第三者のなかの 1 人又は複数人によるによる他者を欺く意図的な行為をいう。

不正リスク要因 — 不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、又は不正を実行する機会を与える事象や状況をいう。

* **不正な財務報告** — 不正な財務報告とは、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な開示を行わないことを含んでいる。

* **リスク対応手続** — 運用評価手続（ある場合）、詳細テスト及び分析的手続を含む、評価された重要な虚偽表示リスクに対応するために実施される手続をいう。

全般統制 — IT 環境の継続的かつ適切な運用を支援する企業の IT プロセスに対する統制をいう。この中には企業の情報システムにおいて、情報処理統制が継続的かつ有効に機能すること及び情報のインテグリティ（すなわち、情報の完全性、正確性及び有効性）が含まれる。**IT 環境**の定義も参照

一般目的の財務諸表 — 一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。

一般目的の財務報告の枠組み — 広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、適性表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。

「適性表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

- (a) 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
- (b) 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。このような逸脱は、極めてまれな状況において必要になると予想される。

「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記(a)及び(b)のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。

* **ガバナンス** — ガバナンスとは、企業の戦略的方向性を監督する責任、及び企業の説明責任に関連する義務を負う者又は組織の役割を説明するものである。

過去財務情報 — 過去の一定期間に発生した経済事象、又は過去の一定時点における経済的な状態若しくは状況について財務的に表現した特定の企業に関連する情報であり、主として企業の会計システムから得られる。

* **独立性³** — 独立性は、次の精神的独立性と外観的独立性から構成される。

- (a) 精神的独立性 — 職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保ち、誠実に行動し、公正性と職業的懐疑心を堅持できること。
- (b) 外観的独立性 — 事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、全ての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームの構成員の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

情報処理統制 — 情報のインテグリティ（すなわち、取引その他の情報の完全性、正確性及び有効性）に対するリスクに直接対処する、ITアプリケーションにおける情報処理又は企業の情報システムにおける手作業の情報処理に関する統制をいう。

* **財務報告に関連する（又は財務諸表の作成に関連する）情報システム** — 内部統制の構成要素の一つ。財務報告システムを含む、企業の取引（並びに事象及び状況）を開始、記録、処理及び報告し、並びに関連する資産、負債及び資本に対する説明責任を維持するために確立された手続と記録から構成されている。

固有リスク — （「**重要な虚偽表示リスク**」の項を参照）

固有リスク要因 — 不正か誤謬かを問わず、統制を考慮する前における、取引種類、勘定残高又は開示に係るアサーションの虚偽表示の発生しやすさに影響する事象又は状況の特性をいう。このような要因は、定性的又は定量的であり、経営者の偏向又はその他の不正リスク要因により、それらが固有リスクに影響を及ぼす限りにおいて、複雑性、主観性、偏向、不確実性又は虚偽表示の発生しやすさを含む可能性がある。

初年度監査 — 初めての監査業務であり、以下のいずれかの場合がある。

- (a) 前年度の財務諸表が監査されていない場合
- (b) 前年度の財務諸表が前任監査人によって監査されている場合

³ 国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（以下「IESBA 倫理規定という。」）の定義による。

* **質問** — 監査人（業務実施者）が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。

* **（監査手続としての）閲覧** — 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による企業内外の記録や文書を検査したり、資産の実査を行うことをいう。

内部監査機能 — 企業の統治、リスク管理及び内部統制プロセスの有効性を評価し、改善することを意図した保証及び助言活動を実施する企業の機能をいう。

* **内部統制** — 財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、法令等の遵守を促すという企業目的を達成するために、ガバナンスに責任を有する者、経営者及びその他の人員により、整備、運用及び維持されているプロセスをいう。なお「統制」という用語は、内部統制の一つ又は複数の構成要素の側面を指すものである。

内部統制システム（又は内部統制のシステム） — 財務報告の信頼性、業務の有効性と効率性、適用される法令等の遵守に関する企業目的の達成について合理的な保証を提供するために、ガバナンスに責任を有する者、経営者及びその他の人員によって整備、運用及び維持されているシステムをいう。LCEのためのISAの目的上、内部統制システムは、以下の5つの相互に関連する構成要素から成る。

- (a) 統制環境
- (b) 企業のリスク評価プロセス
- (c) 内部統制のシステムを監視する企業のプロセス
- (d) 情報システムと伝達
- (e) 統制活動

* **調査する** — 他の手続から生じた問題について、それを解決するために調べること。

IT 環境 — 企業の業務を支援し事業戦略を達成するために利用するITアプリケーション及びこれを支えるITインフラ、並びにITプロセス及び当該プロセスに参与する人員をいう。LCEのためのISAの目的上、ITアプリケーション、ITインフラ及びITプロセスは、以下の通り定義される。

- (a) ITアプリケーションとは、取引又は情報の開始、処理、記録及び報告で使用されるプログラム又は一連のプログラムである。ITアプリケーションは、データ・ウェアハウスやレポート作成支援アプリケーションを含む。
- (b) ITインフラは、ネットワーク、オペレーティングシステム及びデータベース、並びにそれらに関連するハードウェアとソフトウェアから構成される。
- (c) ITプロセスとは、IT環境へのアクセスを管理し、プログラム又はIT環境に対する変更を管理し、またIT業務を管理するための企業のプロセスである。

上場企業 - 株式若しくは債券が認知された証券取引所において値付若しくは上場されている企業、又は認知された証券取引所若しくは他の同等の機関の規則のもとで取引されている企業をいう。

経営者 - 企業における業務の執行において責任を有する者をいう。国・地域によっては、ガバナンスに責任を有する者（例えば、統治委員会の業務執行メンバー）の一部若しくは全員が経営者である企業もあれば、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。

経営者の偏向 — 情報の作成における経営者の中立性の欠如をいう。

経営者の利用する専門家 — 会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織であり、企業が財務諸表の作成にあたって支援を仰ぐため、当該分野における作業を利用する。

経営者の見積額 — 財務諸表で会計上の見積りとして認識又は開示するために経営者が選択した金額をいう。

* **資産の流用** — 企業の資産の盗罪をいい、従業員により行われ、比較的少額であることが多い。しかし、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。

虚偽表示 — 報告される財務諸表項目の金額、分類、表示又は開示と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額、分類、表示又は開示との間の差異をいう。虚偽表示は、誤謬又は不正から発生する可能性がある。

監査人が、財務諸表が、全ての重要な点において適正に表示しているか否かに関して意見表明する場合、虚偽表示には、監査人の判断において、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示するために必要となる、金額、分類、表示又は開示の修正も含まれる。

財務諸表が適性表示の枠組みに従って作成される場合、虚偽表示は、監査人の判断において財務諸表が全ての重要な点において適性に表示される、又は真実かつ公正な概観を表示するために必要な金額、分類、表示又は開示の調整も含む。

その他の記載内容の虚偽表示 — その他の記載内容が不正確に表示された場合、又はその他誤解を招く場合（その他の記載内容で開示される事項の適切な理解に必要な情報を省略したり、分かりにくくしている場合を含む）、その他の記載内容の虚偽表示が存在する。

除外事項付意見 — 財務諸表に関する限定意見、否定的意見、又は意見不表明をいう。

* **監視活動（又は内部統制のシステムの監視）** — 期間を通じて内部統制の有効性を評価するプロセスをいう。監視活動には、統制の整備及び運用の評価を適時に行うこと、並びに必要な是正措置の実施が含まれる。監視活動は、内部統制の構成要素の1つである。

ネットワーク — 監査事務所よりも大きな組織体であって、

- (a) 所属する事業体の相互の協力を目的としており、かつ
- (b) 以下のいずれかを備えている組織体をいう。
 - ・ 利益の分配又は費用の分担を明らかに目的にしていること
 - ・ 共通の組織により所有、支配及び経営されていること
 - ・ 品質管理の方針及び手続を共有していること
 - ・ 事業戦略を共有していること
 - ・ ブランド名を共有していること
 - ・ 事業上のリソースの重要な部分を共有していること

ネットワーク・ファーム — ネットワークに所属する監査事務所又は事業体をいう。

（法令等の文脈における）違法行為 — 故意若しくは過失を問わず、現行の法令等に違反した企業の作為又は不作為をいう。このような行為には、企業が行う取引、企業の名前でいう取引又

は企業のためにガバナンスに責任を有する者、経営者、若しくは従業員が行う取引が含まれる。違法行為には、ガバナンスに責任を有する者、経営者、又は従業員による企業の事業活動に関連しない個人の違法行為は含まれない。

未回答 — 確認回答者が積極的な確認依頼に対して回答しない場合や回答が不十分な場合、又は確認依頼が配達不能で返送された場合をいう。

* **観察** — 他の者が実施するプロセスや手続を確かめる手続をいい、例えば、企業の従業員が実施する棚卸資産の实地棚卸状況や統制活動の実施状況を監査人が観察する手続である。

期首残高 — 会計期間の開始時点に存在する勘定残高をいう。期首残高は、前期の期末残高に基づいており、過去の期間の取引及び事象の影響と前期に採用した会計方針を適用している。期首残高には、期首に存在する偶発債務及び契約債務の開示が必要な事項も含まれる。

その他の記載内容 — 企業の年次報告書に含まれる財務又は非財務情報をいう（ただし財務諸表及び財務諸表に対する監査報告書を除く）。

その他の事項区分 — 財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連すると監査人が判断し、当該事項を説明するため監査報告書に設ける区分をいう。

会計上の見積りの確定額 — 会計上の見積りの基礎となる取引、事象又は状況が最終的に確定することによって生ずる実績金額をいう。

社員等 — 専門家サービス業務の実施に関して、監査事務所を拘束する権限を有する者をいう。

手続実施上の重要性 — 未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、監査人が重要性の基準値より低い金額として設定する金額をいう。この手続実施上の重要性は、複数設定される場合がある。なお、これには、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値に対して設定した手続実施上の重要性を含む。

専門要員 — 監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体をいう。

広範な — 虚偽表示の文脈で使用される用語で、虚偽表示が財務諸表全体に及ぼす影響の程度、又は監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手できず、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響の程度について説明するために用いられる。財務諸表全体に対して広範な影響を及ぼす場合とは、監査人の判断において以下のいずれかに該当する場合をいう。

- (c) 影響が、財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されない場合
- (d) 影響が、特定の構成要素、勘定又は項目に限定される場合でも、財務諸表に広範な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性がある場合
- (e) 虚偽表示を含む開示項目が、利用者の財務諸表の理解に不可欠なものである場合

母集団 — 監査人がサンプルを抽出し、結論を導き出そうとする項目全体をいう。

積極的な確認依頼 — 確認回答者が、確認依頼の情報に同意するか、又は不同意かを示したり、依頼された情報を提供することにより、監査人に直接回答する依頼方法をいう。

* **業務実施者** — 監査業務を実施する職業会計士を言う。

監査の前提条件 — 経営者が財務諸表の作成に当たり、受入可能な財務報告の枠組みを使用すること及び経営者及び該当する場合はガバナンスに責任を有する者が監査実施の前提に合意することをいう。

前任監査人 — 前期において企業の財務諸表を監査し、当期の監査人によって交代された、異なる監査事務所の監査人をいう。

経営者及びガバナンスに責任を有する者（該当する場合）の責任に関連する監査実施の前提 — 経営者及びガバナンスに責任を有する者（該当する場合）は、ISA に準拠して監査を実施するための基礎となる以下の責任を認識し理解しているという前提をいう。

- (a) 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成すること（適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示することを含む。）
- (b) 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者及びガバナンスに責任を有する者（該当する場合）が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること
- (c) 以下を監査人に提供すること
 - (i) 経営者及びガバナンスに責任を有する者（該当する場合）が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報
 - (ii) 監査人が監査の目的に関連して経営者及びガバナンスに責任を有する者（該当する場合）に依頼する、全ての追加的な情報
 - (iii) 監査人が監査証拠を入手するために必要であると判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機会

適正表示の枠組みの場合、(a)の責任は、「適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること」となる。

「監査実施の基礎となる経営者及びガバナンスに責任を有する者（該当する場合）の責任に関連する前提条件」は、「前提条件」と略称される場合もある。

* **職業会計士**⁴ — IFAC（国際会計士連盟）のメンバーである者をいう。

* **公共会計実務に従事する職業会計士**⁵ — 機能的分類（例として、監査、税務、又はコンサルティング）に関わらず、専門家サービスを提供する監査事務所の職業会計士。この用語は、公共会計実務に従事する職業会計士の監査事務所を指す場合もある。

職業的専門家としての判断 — 個々の監査業務の状況に応じた適切な措置について十分な情報を得た上で判断を行う際に、監査、会計及び職業倫理に関する規定に照らして、関連する研修、知識及び経験を適用することをいう。

職業的専門家としての懐疑心 — 誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。

職業的専門家としての基準 — 複雑でない企業の財務諸表監査に関する国際監査基準（LCEのためのISA）及び関連する職業倫理に関する規定をいう。

⁴ IESBA 倫理規程の定義による。

⁵ IESBA 倫理規程の定義による。

* **公的部門** — 中央政府、地方政府（州、省、領土等）、地方自治体（市、町等）及び関連する政府組織（機関、委員会、政府企業等）をいう。

合理的な保証（監査業務の文脈における） — 絶対的ではないが高い水準の保証をいう。

* **再計算** — 再計算は、文書や記録の数学的正確性を確認する手続をいう。

関連当事者 — 以下のいずれかに該当する当事者をいう。

- (a) 適用される財務報告の枠組みにおいて定義される関連当事者
- (b) 適用される財務報告の枠組みに関連当事者についての事項が定められていない場合、又は最小限の事項しか定められていない場合には、以下のいずれかに該当する者
 - (i) 報告企業に対して、直接又は間接に、一つ又は複数の仲介者を通じて支配しているか又は重要な影響を及ぼしている場合の当該個人又は他の企業
 - (ii) 報告企業が、直接又は間接に、一つ又は複数の仲介者を通じて支配しているか又は重要な影響を及ぼしている他の企業
 - (iii) 以下のいずれかによって報告企業と共通支配下にある他の企業
 - a. 共通の支配力を有する所有者
 - b. 近親者である所有者
 - c. 共通の主要な経営者

ただし、政府（例えば、中央政府又は地方政府）の共通支配下にある企業の場合には、重要な取引があるか、又は相互に経営資源を相当程度共有している場合を除き、当該企業は関連当事者とはみなされない。

関連するアサーション — 識別された虚偽表示リスクを有している場合、取引種類、勘定残高又は開示に関するアサーションは関連するアサーションとなる。アサーションが関連するアサーションか否かの判断は、関連する統制を考慮する前に行われる（固有リスク）。

職業倫理に関する規定 — 監査業務を行う際に職業会計士に適用される、職業的専門家としての倫理の原則及び倫理上の要求事項をいう。職業倫理に関する規定は、通常、国際会計士倫理基準審議会「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA 倫理規程）の財務諸表の監査に関連する規定、及びより限定的な各国の要求事項から構成される。

* **再実施** — 再実施は、企業が内部統制の一環として当初実施された手続又は内部統制を監査人が自ら実施することによって確かめる手続をいう。

IT の使用から発生するリスク — 企業の IT プロセスにおける統制の効果的でない設計や運用により、情報処理統制が効果的でない設計や運用の影響を受けること、又は企業の情報システムにおいて、情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の記載事項の網羅性、正確性及び有効性）に生じるリスクをいう（IT 環境の項を参照）。

重要な虚偽表示リスク — 監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいう。重要な虚偽表示リスクには、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要な虚偽表示リスクがあるが、これは、アサーション・レベルにおいて、以下の二つの要素で構成される。

- (a) 固有リスク — 関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高、開示等に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。
- (b) 統制リスク — 取引種類、勘定残高又は開示等に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。

サンプリング —（「監査サンプリング」の項を参照）

サンプリングリスク — 抽出したサンプルから導き出された監査人の結論が、母集団を構成する全ての項目に同じ監査手続を実施した場合の結論と異なるリスクをいう。サンプリングリスクは、次のような2種類の誤った結論をもたらす可能性がある。

- (a) 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効であるとする結論、又は詳細テストにおいて、実際に存在している重要な虚偽表示が存在していないとする結論。このような誤った結論は、監査の有効性に影響を与え、不適切な監査意見を形成する可能性が高いため、監査人は、特にこの結論に関心をもつ。
- (b) 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効でないとする結論、又は詳細テストにおいて、実際に存在していない重要な虚偽表示が存在しているとする結論。このような誤った結論は、通常、当初の結論が正しくなかったことを確かめるための追加の作業が必要となるため、監査の効率性に影響を与える。

サンプリング単位 — 母集団を構成する個々の項目をいう。

受託会社 — 委託会社の財務報告に関連する情報システムの一部を構成する業務を、当該委託会社に提供する第三者組織（又はその一部）をいう。

*** 重要性** — 文脈から解釈される、ある事項の相対的な重要性。ある事項の重要性は、それが考慮される文脈で、業務実施者によって判断される。これには、例えば、業務実施者の報告書の想定利用者の意思決定を変える、又はそれに影響を与える合理的な見込みが含まれる可能性がある。又は、別の例としては、ある事項をガバナンスに責任を有する者に報告するか否かについて判断する文脈では、その問題が、ガバナンスに責任を有する者の義務に関してガバナンスに責任を有する者によって重要とみなされるか否かである。重要性は、相対的な重大性、主題の性質と主題に対する影響、想定利用者又は受領者の明示されている関心といった定量的及び定性的要因に鑑みて検討される。

重要な取引種類、勘定残高又は開示 — 一つ又は複数の関連するアサーションがある取引種類、勘定残高又は開示。

内部統制の重要な不備 — 監査人の職業的専門家としての判断において、ガバナンスに責任を有する者の注目を受けるに値する重要な内部統制の1つの不備又は不備の組み合わせ。

特別な検討を必要とするリスク — 以下に該当する、識別された重要な虚偽表示リスクをいう。

- (a) 固有リスク要因が、虚偽表示が発生する可能性と発生した場合の虚偽表示の重大性の組み合わせに影響を与える程度により、固有リスクの評価が固有リスクの範囲（スペクトラム）の上限に近い場合
- (b) LCEのためのISAの要求事項に従って、特別な検討を必要とするリスクとして扱われなければならない場合

後発事象 — 期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象、及び監査報告書日後に監査人が知ることとなった事実をいう。

実証手続 — アサーション・レベルの重要な虚偽表示を発見するための監査手続をいう。実証手続は、以下の二つの手続で構成する。

(a) 詳細テスト（取引種類、勘定残高、及び開示に関して実施する。）

(b) 分析の実証手続

（監査証拠の）十分性 — 監査証拠の量的尺度をいう。必要とされる監査証拠の量は、監査人による重要な虚偽表示リスクの評価、及び監査証拠の質によって影響を受ける。

内部統制のシステム — （「内部統制システム」の項を参照）

***テスト** — 母集団の一部又は全ての項目への手続の適用をいう。

運用評価手続 — アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する際に統制の運用状況の有効性を評価するために立案された監査手続をいう。

ガバナンスに責任を有する者 — 企業の戦略的な方向性を監督する責任を有すると共に、企業の説明責任に関連する義務を負う者又は組織（例として、法人受託者）。これには、財務報告プロセスの監督が含まれる。国・地域によっては、ガバナンスに責任を有する者（例えば、統治委員会の業務執行メンバー）の一部若しくは全員が経営者である企業もあれば、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。

未修正の虚偽表示 — 監査人が監査の過程で集計対象とした虚偽表示のうち、修正されなかった虚偽表示をいう。

無限定意見 — 財務諸表監査において、適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、全ての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいう。

ウォークスルーテスト（又はウォークスルー） — 財務報告システムを通じたいくつかの取引の追跡をいう。

経営者確認書 — 特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるため、経営者が監査人に提出する書面による陳述をいう。本文脈における経営者確認書には、財務諸表、財務諸表におけるアサーション又はこれらの基礎となる帳簿及び記録を含まない。

本公表物は、日本公認会計士協会によって英語から日本語に翻訳されている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

本公表物の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、permissions@ifac.orgへ問合せの上、許可を得なくてはならない。